

滋賀県障害者プラン

～すべての人が生き生きと活躍し、
居場所と出番を実感できる共生社会をめざして～



平成27年(2015年)3月

滋 賀 県

表紙の作品

第4回 ひかつ to アート展入賞作品 大賞
「女の人」 田村 拓也

目 次

I 基本的事項	
1. 計画策定の背景	1
2. 計画策定の趣旨	1
3. 計画の位置付け	2
4. 計画期間	2
5. 計画の推進体制	2
II 基本理念と基本目標	4
III 現状と今後の課題	
1. 暮らす	6
2. 学ぶ	7
3. 働く	8
4. 活動する	9
5. 共生のまちづくり	10
IV 主要施策の方向	
1. とともに暮らす	11
2. とともに学ぶ	14
3. とともに働く	17
4. とともに活動する	19
5. 共生のまちづくり	23
V 重点施策	
1. 発達障害のある人への支援の充実	30
2. 障害のある人の就労支援の促進	31
3. 本人のニーズに合った専門的な支援の充実	32
4. 精神障害のある人への支援の充実	32
5. インクルーシブ教育システムの構築	32
6. 障害のある子どもへの支援の充実	33
7. 福祉圏単位の相談機能、支援ネットワークづくりの充実	33
8. 障害者のスポーツ、芸術・文化活動の推進	33
VI 障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項	
1. 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策	34
2. 精神障害のある人が望む地域生活を実現するための施策	36
3. 障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり	38
4. 障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策	39
5. 障害児支援体制の整備	42
6. 人材の確保と資質の向上	44
7. 活動指標	45
VII 計画の進行管理	66
VIII 資料編	67

I 基本的事項

1. 計画策定の背景

障害のある人もない人も誰もが暮らしやすい共生社会の実現は、すべての人の願いです。県では、「みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる」という理念のもと、障害のある人が「地域で暮らし、働き、活動することの実現」に向けて、さまざまな取組を進めてきました。

障害福祉サービスをはじめ、障害のある人の地域での暮らしを支える環境は徐々に整いつつあるものの、それぞれの方が望む暮らしを実現できる社会へは、まだ多くの課題が残されています。障害福祉施策の充実はもとより、障害者理解の促進、福祉のまちづくりの推進など、各分野にわたる幅広い取組を一層進めていく必要があります。

ア 平成26年1月に締結した障害者権利条約や、同条約締結に向けた国内法の整備（障害者基本法の改正、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定など）により、障害者の権利の実現に向けた取組の強化が必要です。

イ 障害者総合支援法による障害福祉サービスの提供状況を見据えながら、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（平成23年8月30日 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会）において指摘されている「制度の谷間、空白の解消」や「本人のニーズに合った支援の提供」の実現に向けた対応が必要です。

ウ 民間と行政の協働のもと、重層的に地域福祉を推進する「福祉圏構想」を基本とした障害者生活支援センターによる24時間対応型在宅サービスの提供やサービス調整会議の設置など、先駆的な取組を重ねてきた滋賀の土壌を活かし、引き続き、障害のある人の多様化するニーズに応えていくことが必要です。

2. 計画策定の趣旨

これまでの取組の成果と課題を踏まえ、障害のある人が望む暮らしを実現できるよう、障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合うことができる共生社会、ノーマライゼーション理念が浸透した地域社会の実現に向けた指針および実施計画として、この計画を策定します。

ア 障害のある人を取り巻く状況の変化や、「新・障害者福祉しがプラン」（平成24～26年度）における成果と課題を踏まえ、今後の障害者施策の総合的な推進を図るための指針および実施計画として策定します。

イ 障害のある人や関係者の意見を計画に反映するとともに、県と同様に計画を策定する市町との連携・調整を図りながら計画を策定します。

ウ 糸賀一雄氏をはじめとする先人らの実践や理念をはじめとして、当事者や地域のニーズに即した現場の先駆的な取組を県や国における施策化につなげてきた本県の障害福祉の歴史を踏まえ、その発展を目指します。

3. 計画の位置付け

- ア 障害者基本法に基づく障害者計画として、本県の障害者施策の基本的方向を示す計画です。
- イ 障害者総合支援法に基づく障害福祉計画として、障害福祉サービスの提供体制の確保等のための個別施策の方向性や達成すべき目標等を定める計画です。
- ウ 滋賀県基本構想の長期ビジョンを踏まえ、同構想で定める重点政策との整合性を図るとともに、県が策定する他の計画・指針等とも整合性のある計画とします。

4. 計画期間

平成27～32年度の6年間とします。
ただし、下記VおよびVIの部分については、平成27～29年度の3年間とします。

5. 計画の推進体制

- ア 障害のある人を施策の客体ではなく、自らの選択・決定に基づき、必要な支援を受けながら社会に参加する主体としてとらえ、障害者施策の策定や実施に当たっては、障害のある人やその家族等の意見を聴き、その意見を尊重します。
- イ 滋賀県障害者施策推進協議会、滋賀県障害者自立支援協議会、滋賀県障害者施策推進本部等において、福祉、医療、労働、教育等の各分野の連携、調整を図りながら計画を推進します。
- ウ 県と市町、事業者、県民等との協働と役割分担により計画を推進します。

〈それぞれに求められる役割〉

●県

県は、総合的・専門的な事業、市町で行うことが困難な広域的な事業の実施や市町等への助言、支援を行うとともに、障害者施策の動向や関連情報等の把握・収集に努め、必要な情報を適宜市町等に提供します。

また、福祉圏域間の調整などを通じ、均衡あるサービス提供体制の推進を図ります。

サービスの提供体制に関しては、地域の社会資源の活用により、地域との連携も含めて適切な支援の提供が見込まれる多様な事業者の参入を促進するとともに、人材の確保と研修等による資質の向上に努めます。

●市町

市町は地方分権が進展するなか、障害のある人への福祉の提供については、大半の役割を担っています。住民に最も身近な自治体として、住民ニーズを的確に把握し、日常的に必要なとされる福祉・保健・医療サービスをきめ細かく、主体的に展開していくことが、一層求められています。

そのために、施策を総合的、一体的に提供するための計画づくりや、推進体制の整備が期待されます。

- ・ 障害福祉サービスの提供主体として、障害のある人の生活実態を把握し、就労支援機関や教育機関等との連携を図り、必要なサービスを計画的に実施
- ・ 障害のある本人・家族や市民に対し、さまざまに変化する福祉政策や制度などの情報をわかりやすく提供
- ・ 障害のある人に適切な相談・支援等を行うとともに、コミュニケーション支援や虐待防止、権利擁護等に関する必要な援助を実施
- ・ 地域生活支援事業を各市町の創意工夫により、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で、効率的、効果的に実施

●障害のある人

障害のある人は、自ら社会の一員として積極的に社会経済活動に参画し、地域の人たちとの交流を深め、自立した生活を目指すことが求められます。

また、共生社会の実現を目指して、障害等の状況に応じ、自らボランティア活動を行うなど、地域活動への主体的な参加も求められます。

●サービス事業者

サービス事業者は、サービスに関する情報の提供、サービスの質の評価と向上に努めるとともに、障害のある人の意向を尊重し、障害のある人の立場に立った公正で適切なサービスの提供に努めることが求められます。

また、地域の関係機関と連携を密にし、障害のある人や家族の相談・援助、施設機能の地域への提供などを通じ、地域のニーズに応じた多面的なサービスの展開、開発を図っていくことが期待されます。

●企業

企業は、働く意欲のある障害のある人の積極的な雇用を進めることにより、障害のある人の地域での自立を支援するという役割が期待されます。

また、企業は地域社会の一員として、地域社会への積極的な参加により組織や人材等を活用したボランティア活動など社会貢献活動を進め、障害のある人の地域生活を支援することが期待されます。

さらに、県の施策と協力しつつ、公益的な施設や車両、住宅供給などにおいて、障害のある人の安全かつ快適な利用に配慮することが求められます。

●地域社会

地域社会は、障害のある人の地域生活を支える基盤となるものです。地域住民は、障害に対する正しい理解を深め、障害のある人が気兼ねなく行動し、活動に参加できる地域づくりを進めることが期待されます。

●県民

地域福祉を進める主役は、そこに暮らし地域を一番よく知っている県民一人ひとりです。県民一人ひとりが、お互いに福祉の受け手であり、担い手でもあるという認識のもとに、その声やニーズを地域福祉の充実に反映できるよう、それぞれの立場で自発的・積極的に地域福祉活動に参加することが期待されます。

Ⅱ 基本理念と基本目標

●基本理念

～みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる～

障害のある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合う中で、働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮するなど、すべての人がその有する力を最大限に発揮することで、生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できる共生社会の実現を目指します。

<2つの起点>

ア「ひと」

既存の制度を前提とした発想ではなく、実際に支援を必要としている人、また、支援を担う人を起点に考え、障害のある人が望む生活を自ら選び決定できるよう、その人のニーズや能力に合った支援を行うための施策を進めます。

障害のある人もない人も、誰もが人として尊重され、学び、働き、結婚し、子育てをし、やがて老いていくといった、ライフステージを通じた総合的な支援が得られる社会を目指します。

そのために、医療・保健・福祉の一体的な提供をはじめ、教育や労働、また他の福祉分野との連携を強め、ニーズに則した施策化や既存制度の活用、サービスや相談の総合化に向け取り組みます。

イ「まち」

障害のある人への福祉、支援という発想だけでなく、高齢者や子どもなど様々な人が共に暮らす「まち」づくりを起点に考え、施策を進めます。

障害の有無に関わらず誰もが住み慣れたまちで安心していきいきと生活することができるよう、地域主体の共生社会を目指します。

そのために、障害のある人がまちで必要な役割を担うとともに、各種社会資源の利用や地元行事、防災対策等においても、まちの一員として均しく参画できるよう、障害者理解の促進や社会的障壁の除去に向け取り組みます。

●基本目標

～地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、 ともに活動することの実現～

<5つの視点>

ア「その人らしく」

障害のある人が、地域社会を構成する一員として、人権を尊重され、自分の望む生活を

自ら選び、決定することができる社会を実現していくことが大切です。こうしたことから、意思決定支援のほか、障害者虐待防止対策などの権利擁護や合理的配慮の提供など差別の解消に関する制度や施策の充実を進め、障害および社会的障壁により制限を受けることなく自立した生活を送ることができるよう、“その人らしく”を重要な視点として施策を進めます。

イ 「いつでも」

障害のある人が地域での生活を送るためには、24時間、365日、必要な時にサービスが利用でき支援が受けられる体制を整えることが大切です。こうしたことから、重度や要医療の障害があっても安心して暮らせる地域生活を実現するために、“いつでも”を重要な視点として施策を進めます。

ウ 「だれでも」

障害の程度や種別に関わりなく、支援を必要とする人はだれでも支援を受けられる体制を整えることが大切です。特に、これまで充分でなかった精神障害のある人たちや、医療的ケアの必要な障害のある人たちへの支援、発達障害、高次脳機能障害、難病患者への取り組みを推進する必要があります。聴覚障害をはじめ障害が外見からは判断しにくい障害のある人への一層の配慮も求められます。このためには、障害のある人たちへの偏見や誤解を取り除き、正しい理解を進めることが大切であり、だれもが、暮らしやすい地域社会を実現するために、“だれでも”を重要な視点として施策を進めます。

エ 「どこでも」

障害のある人が、暮らす地域に関わりなく、どこに暮らしていても必要なサービスが利用でき支援が受けられる体制を整えることが大切です。これまで、県内の一部の地域で先導的に行ってきたサービスや施策の有効性を確認しつつ、各福祉圏域で、質、量ともに確保し、ニーズに即した先進的な取り組みの全県域的な推進を図るために、“どこでも”を重要な視点として施策を進めます。

オ 「みんなで取り組む」

“地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動する”という目標の達成に向けては、県や市町、あるいは地域の住民など、さまざまな立場の役割を明確にし、自助・共助・公助の力を合わせて進めることや、専門職も含めた地域における絆やつながりを築くことが大切です。こうしたことから、県民みんなで協働し、障害のある人の自立生活を実現するために、“みんなで取り組む”を重要な視点として施策を進めます。

Ⅲ 現状と今後の課題

これからの障害者施策の指針を定めるにあたり、「新・障害者福祉しがプラン」（平成24～26年度）の進捗状況を検証し、その現状と課題を以下に整理しました。

1. 暮らす

【現状】

- 1 障害のある人の人数（手帳所持者）は、平成23年度から平成25年度にかけて、身体障害者が50,774→53,198人、知的障害者が10,749→11,462人、精神障害者が6,023→7,293人と、いずれも増加しています。また、難病患者の人数（特定疾患医療受給者証の交付者数）も8,198人→9,057人に増加しており、今後対象疾患が追加されることに伴い、さらに増加するものと見込まれます。
- 2 福祉施設に入所する人については、グループホームや生活介護事業所の整備により、地域生活への移行が少しずつではありますが進んでいます。一方で、県内の福祉施設ではなく他県の福祉施設に入所されている方がいます。
- 3 精神科病院の病床数が他県に比べて少ない中で、新規入院患者の88.5%（平成25年度）が1年以内に退院しており、可能な限り入院医療に頼らない精神科医療が提供されていると考えられます。一方、1年以上の長期入院患者が全入院患者の6割を占めており、これらの患者の中には、受入れ条件が整えば退院可能な人も含まれていると考えられます。

【課題】

- 地域生活への移行を一層進めることや他県の福祉施設に入所されている方が県内で生活できるようにするためには、さらにグループホームが必要。
- 医療的ケア、行動障害など専門的な支援に対応できるサービスが不足しています。
- 夜間、早朝、緊急時などに利用できるサービスが少ない状況です。
- 障害のある人の高齢化に対応できるサービスが必要です。
- 障害のある人が親亡き後の生活の見通しを立てづらい状況です。
- 障害のある子どもが、放課後や夏季休暇等の長期休暇中に利用できる通所サービスが不足しています。
- 医療的ケアが必要な児童生徒に対する支援が不足しています。
- 居住地域や障害種別等によって受けられるサービスの提供に偏在があります。
- 障害のある子ども、発達障害のある人、重症心身障害のある人への支援を行う専門職（OT、PT、ST等）が不足しています。
- 発達障害のある人に対する福祉、労働、教育のより一層の連携が必要です。また、支援の質の底上げが必要です。
- 平成27年度以降、すべての障害福祉サービスの支給決定に先立ち、サービス等利用計画の作成が必須となる中、相談支援体制の強化と、計画の質の向上が不可欠です。
- 精神障害や高次脳機能障害、難病など、障害の程度に応じた必要なりハビリテーションを身近な地域で受けにくい状況です。

2. 学ぶ

【現状】

- 1 県立特別支援学校の幼児児童生徒数は、平成23年度から平成25年度にかけて、1,930→2,070人に増加し、公立小・中学校の特別支援学級の児童生徒数も2,744→3,006人に増加しています。
- 2 公立小・中・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒で、発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）により特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒の割合は、平成25年度において、小学校約9.6%、中学校約7.0%、高等学校約2.8%となっています。
- 3 特別支援学校高等部卒業者の就職率が平成25年度末において25.0%と全国平均28.4%より低く、高等部の就職希望者についても学年が進むにつれて減少していく傾向がみられます。
- 4 障害者理解のための講話や体験学習等を実施する公立小・中学校は、平成26年度目標100%に対し、児童生徒へ実施する公立小・中学校が98.1%、保護者へ実施する公立小・中学校が48.5%となっています。

【課題】

- 障害のある子とない子が可能な限りともに学ぶことができるよう、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進が求められています。
- 一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じた多様で柔軟な学びの場の確保や、きめ細かな指導の充実が必要です。
- 特別支援学校に在籍する児童生徒の増加等に対する教育環境の整備が重要な課題となっています。
- 障害のある生徒の職業的自立や社会参加を目指し、個々のニーズに応じた進路実現のための就労機会を拡大することなどが課題となっています。
- インクルーシブ教育（「ともに学ぶ」こと）への小・中学生や高校生、また保護者や県民に対する理解・啓発の促進が必要です。
- 小・中学校教員の特別支援教育に関する理解や専門性を高めるための研修の充実が必要です。
- 障害のある児童生徒に対する福祉、労働、教育のより一層の連携が必要です。

3. 働く

【現状】

- 1 法定雇用率達成企業の割合は54.9%（平成26年）で、全国平均を上回っており、障害のある人で働いている人の数も増加しています。一方、県内の一般の民間企業における実雇用率は1.87%（平成26年）であり、法定雇用率2.0%には達していません。
- 2 特別支援学校高等部の卒業生は、平成23年度から平成25年度にかけて、237人→276人と増えており、当面の間は増加もしくは横ばいが見込まれます。
- 3 福祉施設から一般就労に移行する人は、平成17年度から平成25年度にかけて、33人→97人と増加しています。
- 4 働き・暮らし応援センターを利用する登録者数は増加しており、就労支援の必要性が増してきています。一方で同センターからの新規就職者数は、平成26年度目標の500人に対し410人（平成25年度）となっており、近年は400人前後で推移しています。
- 5 一般就労移行の中心的役割を担う就労移行支援事業所の数は減少しています。就労継続支援事業所は年々整備が進んでいるものの、さらなる整備へのニーズは高い状況です。
- 6 就労収入の向上については、事業所の製品、サービスにかかる販路の拡大や品質・生産量の向上に取り組んでおり、平均工賃は平成23年度から平成25年度にかけて、20,791円→24,246円と向上しましたが、平成26年度目標の30,000円を達成することは難しい状況です。
- 7 官公需の優先発注については、平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法に基づき、県の調達推進方針を策定するとともに、「ナイスハート物品購入制度」の活用などにより、障害者就労施設等への物品や役務の調達を進めています。

【課題】

- 法定雇用率達成企業の割合は全国平均を上回っているものの、一般企業における障害者雇用への理解や受入れのための環境整備が必要です。
- 特別支援学校高等部卒業者のうち一般企業への就職者の割合が、全国平均に比べ低く、さらなる率の向上のためには、受け入れ企業の開拓、学校での効果的な作業訓練のあり方の検討などが必要です。
- 高等学校を卒業する障害のある人について、在学中から学校と就労支援機関等との連携強化が必要です。
- 就労移行支援事業所において、一般就労への移行を支援するためのノウハウやスキルの蓄積が進んでいないため、就労実績が伸び悩んでいます。
- 一般就労が可能かどうか見極める就労アセスメントの手法が普及しておらず、ほとんどのケースにおいて、アセスメントを受けないまま就労継続B型事業所が利用されています。
- 生活に関することから就労に関することまで、一般就労に関することから福祉的就労に関することまで、様々な相談が働き・暮らし応援センターに集中しています。
- 発達障害のある人に対する福祉、労働、教育のより一層の連携が必要です。また、支援の質の底上げが必要です。（再掲）
- 障害のある生徒の職業的自立や社会参加を目指し、個々のニーズに応じた進路実現のための就労機会を拡大することなどが課題となっています。（再掲）

4. 活動する

【現状】

- 1 平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定により、障害者スポーツへの注目が徐々に高まっていく中で、特別支援学校等におけるスポーツへの取組が活発になってきているものの、障害者スポーツ大会への参加者は高齢化・減少傾向にあります。また、競技性の高い大会を目指す人から気軽にスポーツを楽しみたい人まで、興味・関心の幅が広がっています。
- 2 障害者スポーツの指導者は、障害のある人自身か、日ごろから障害のある人に直接関わる人など、限られた人達が中心となっています。
- 3 ボーダレス・アートミュージアムNO-MAでの企画展や情報発信などにより、障害のある人の芸術活動の認知度は確実に高まっており、障害者アート公募展への応募者数は、毎年200~250人程度となっています。
- 4 造形活動を行っている障害福祉サービス事業所43か所（平成25年度）のうち、造形活動における作品の取扱規程や利用承諾書等を定めている事業所は11か所となっています。
- 5 障害者造形活動支援センターにおける障害のある人の造形活動に関する相談件数は454件（平成25年度）であり、そのうち、中間支援（出展・利用）に関する相談が209件と最も多くなっています。
- 6 各地域における歌唱、音楽、ダンスなどの表現活動ワークショップの取組や、糸賀一雄記念賞音楽祭の開催を通じて、障害のある人による音楽等の表現活動の取組が広がってきています。
- 7 「障害のある人の生活と福祉に関する調査」の結果では、余暇活動や趣味活動等のために出かける回数について、31.5%の人が「ほとんど出かけない」と答えています。

【課題】

- 障害のある若い人たちがスポーツに触れ、興味を持つ機会が少ない状況です。
- 身近な地域に障害のある人が利用できるスポーツ施設が少なく、障害のある人のスポーツを指導・支援する体制も十分整っていません。また、障害者スポーツの大会やイベントなどに関する情報が、障害のある人に行き届いていない状況です。
- 競技スポーツに取り組むアスリートに対して、専門的な知識や技術を持って指導できる者が少ない状況です。また、障害者スポーツの審判も不足しています。
- 障害福祉サービス事業所における「著作権等保護のためのガイドライン」の活用など、造形作品の著作権保護に対する取組が進んでいない状況です。
- 近年、アール・ブリュットが注目を集める中で、障害のある人の造形活動に関する相談支援や支援者の育成など、活動を支える仕組みの一層の充実が必要です。
- 身近な地域に障害のある人が造形活動や音楽等表現活動に取り組める場が少ない状況です。
- 障害福祉サービス事業所において、障害のある人の特性を理解しながら造形活動や表現活動を支援できる人材が不足しています。
- 障害のある人の社会参加を一層促進していくため、地域における余暇活動が充実したものとなるように、支援する人材や活動の場を確保することが必要です。
- 高次脳機能障害や発達障害のある人、難病患者同士のピア活動の場が少ない状況です。

5. 共生のまちづくり

【現状】

- 1 「障害者110番」への相談件数は486件（平成25年度）であり、障害のある人が地域で暮らす中で、様々な場面において障害のある人の権利が損なわれていることがうかがえます。
- 2 地域住民の障害に対する理解について、根拠のない間違っただ情報によって差別意識に繋がっている事例や、障害のある人と接する機会がないことによる抵抗感も見受けられます。
- 3 施設などのバリアフリー化の関係では、特定道路におけるバリアフリー化の進捗率62.1%、1日3,000人以上の乗降客のある駅におけるバリアフリー化率76.2%となっています。また、ノンステップバスについては、平成23年度から平成25年度にかけて、91台→101台に増加しています。
- 4 手話通訳者や要約筆記者の養成研修を実施し人材の確保を図ることにより、県および13市2町に専任の手話通訳者が配置されています。また、平成25年度の県登録の手話通訳者は151人、要約筆記者は97人となっています。
- 5 災害の発生時や発生する恐れがある場合に備え、各市町において避難行動要支援者名簿の整備や福祉避難所の指定が進められています。
- 6 平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されましたが、平成25年4月～平成26年3月の間に県と市町が受け付けた障害者虐待に関する相談・通報件数は146件であり、そのうち、虐待を受けた、または、受けたと認めると判断した事例は56件となっています。
- 7 平成25年4月に障害者総合支援法が施行され、障害者の定義に新たに難病患者が加えられたことにより、難病患者が障害福祉サービスを利用することが可能となっています。
- 8 平成28年4月に障害者差別解消法の施行が予定されています。

【課題】

- 地域のあらゆる場面において、障害に対する一層の理解や、バリアフリー化などユニバーサルデザインのまちづくりを進める必要があります。
- 障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報アクセシビリティの向上、情報提供やコミュニケーション支援の充実等の一層の推進が必要です。
- 災害発生時に入所サービスが継続して提供できるよう、広域的な支援体制の整備が必要です。
- 障害者虐待の捉え方や虐待対応のスキルにバラつきがあるため、適切に対応できる人材を育成するとともに、虐待事案の支援策として、一時保護等の体制整備、成年後見制度の活用等が必要です。
- 難病患者が障害福祉サービスに関する情報を得る機会が少なく、また、相談したり、実際にサービスを利用し支援を受けたりできる場が少ない状況です。
- 障害者差別解消法では、障害を理由とする差別に関する相談や紛争防止・解決のための体制を整備するとともに、障害者差別解消支援地域協議会を組織することもできるとされており、こうした施策の具体化に向けた検討を進めるなど、円滑な施行に向けた準備が必要です。
- 高次脳機能障害や発達障害、子どもの障害の診療ができる医師や医療機関が不足しています。

IV 主要施策の方向

基本目標「～地域でともに暮らし、ともに学び、ともに働き、ともに活動することの実現～」に向け、各分野において主要施策の方向性を示します。

1. とともに暮らす

障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、住まいの場の確保や障害の特性に応じたサービスの充実に努めます。

また、相談支援体制の充実や福祉、保健・医療、教育、労働などの各分野の連携を図り、必要な支援を谷間なく届けることができるよう一層取り組みます。

ア 地域における住まいの場の確保

■グループホームの整備促進

障害のある人が障害の程度に関わりなく身近な地域で自立し充実した生活を送ることができるよう、生活拠点となるグループホームの整備に当たっての課題や実態を把握するとともに、その整備や運営に対して支援を行います。

■県営住宅の活用

障害のある人等を優先入居者とする県営住宅の供給に努めるとともに、県営住宅のグループホームへの活用に向けて、事業者のニーズを把握し活用可能な県営住宅とのマッチングを図ります。

■民間賃貸住宅への入居支援

- ・民間賃貸住宅についても、障害者世帯などの受け入れ住宅や協力店、支援団体を登録し情報提供するなど、円滑な入居が図られるよう努めます。
- ・精神障害のある人など、特に配慮が必要な人の住宅の確保について、滋賀県居住支援協議会等と連携しながら、円滑な入居を促進するための取組の検討を行います。

イ 入所施設から地域生活への移行と地域で生活し続けるための支援

■日中活動サービス等を行う施設の整備促進

日中活動の場を必要とする人の増加に対応するため、地域ニーズに対応できるよう施設整備を促進します。

■24時間対応型在宅サービスの提供

緊急の場合等において、障害福祉サービスの利用が困難な際のセーフティネット機能を活用して、障害のある人の安定した地域生活の維持を図ります。

■福祉用具の普及

福祉用具の利用により快適な生活を支援し、自立と社会参加を促進するとともに、介護者の負担軽減が図られるよう、福祉用具の普及に努めます。また、福祉用具センターにおいて、地域関係者等との連携を強化しながら、福祉用具の改造・制作や技術の開発を行うとともに、研修等を通して人材の育成に努めます。

■移動支援の推進

地域における移動支援の充実を図るため、民間や各種NPO等による移送サービスや移動支援ボランティアの育成など、地域資源を活用した多様な支援を促進します。

■刑務所等を退所する人への支援

地域生活定着支援センターにおいて、刑務所等から退所した人で、自立した生活が困難な障害のある人に対して、保護観察所との協働により福祉サービスを利用できるようにするための援助等を行い、地域での自立した生活を支援します。

ウ 入所施設や住まいの場における障害の特性に応じたサービスの充実

■要医療障害者の地域生活への取組

医療的ケアの必要な重度の障害のある人が、住み慣れた地域で安全に自立した生活が送れるよう、地域の医療資源との連携等により、要医療障害者への支援の機能の強化を図ります。

■重度心身障害者や強度行動障害者への支援

重度心身障害や強度行動障害のある人の地域生活を支える人材の養成を進めるとともに、身近な地域での相談支援や日中活動の場の充実を図ります。

■発達障害のある人に対する理解の促進と総合的な支援体制の整備

発達障害のある人を理解し支える身近な人の輪を広げる取組を推進します。

■発達障害者支援センターを核とした重層的な支援体制の構築

- ・障害者医療福祉相談モールの機能を活かし支援機能の強化を図ります。
- ・人材育成機能や困難事例への対応等による市町等への支援機能の強化を図ります。
- ・障害者医療福祉相談モールや発達障害者支援センター、圏域単位の発達障害者認証ケアマネジャー、市町の発達支援センター等による関係機関の連携促進や役割分担により、発達障害のある人が乳幼児期から成人期まで継続した支援を受けることができるよう取り組みを推進します。

■発達障害のある人の地域での暮らしと働きを支援

- ・宿泊型の生活訓練と就労準備訓練の一体的な実施などにより、発達障害のある人の地域での自立生活を支援します。
- ・障害福祉サービス事業所に対する、発達障害者支援に関するノウハウの提供や、研修の実施により、発達障害のある人のサービス利用を促進します。
- ・虐待や長期の入院生活などにより生活の再構築が必要な発達障害のある人への支援について、入所施設の活用を含めた検討を行います。

■地域活動支援センター

- ・障害のある人に、創作的活動や生産活動の機会を提供するなど、社会との交流の促進を行い、地域生活を支援します。
- ・依存症、社会的引きこもりなど「制度の谷間」にいる障害のある人に対する日中活動の場を提供する「滋賀型地域活動支援センター」の運営を支援します。

■高次脳機能障害への支援

高次脳機能障害のある人の地域生活を支える人材の養成を進めるとともに、身近な地域での相談支援や日中活動の場の充実を図ります。

■施設のバリアフリー化等の推進

民間社会福祉施設等整備事業により、施設のバリアフリー化や個室化を進めるなど、生活の質の向上と地域生活への円滑な移行を促進します。また、老朽化への対応など計画的な施設の改築等を進めます。

エ 生涯を通じ一貫した支援体制の構築

■身近な相談支援機能の充実

障害のある人が生活全般に関わる事項について、身近かつ多様な場所でライフステージに応じた相談ができるよう、市町および相談支援事業所における相談支援体制の充実を図ります。また、個別支援会議（ケア会議）によるケアマネジメントの推進と、福祉、保健・医療、教育、労働など地域社会資源のネットワークの強化を図り、相互性のある地域の相談支援体制の充実と機能強化を支援します。

■福祉圏単位の相談支援機能の充実

重症心身障害、強度行動障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、障害高齢などに関する専門的広域的な相談機能や支援ネットワークづくりの機能の充実を図るため、福祉圏単位の相談支援機能について自立支援協議会と連携して検討を進めます。

■サービス提供体制の整備推進

- ・サービス利用者の安心や安全の確保のために、サービス事業者における危機管理（リスクマネジメント）体制の推進を図ります。
- ・障害福祉サービス事業の運営をより適正化するため、事業者における法令遵守のための業務管理体制の整備などを進めます。

■健康福祉サービス評価システムの推進

- ・利用者本位の質の高い健康福祉サービスの提供が図れるよう、これまで進めてきた自己評価に加え、より客観的評価となる第三者評価の実施を促進し、これによる評価結果のサービスへの反映を図ります。
- ・評価結果の公表を促進し、利用者がサービスを選択するうえでの情報として活用を図ります。

■重症心身障害者ケアマネジメントの推進

重症心身障害者に対する専門的ケアマネジメントを実施するとともに、各圏域の地域自立支援協議会や個別支援会議に対する支援を行い、専門性の高いケアマネジメントシステムの実施を推進します。

■地域自立支援協議会を活用した支援の推進

地域自立支援協議会を活用して、乳幼児期から成人期まで一貫した発達障害のある人への支援の取り組みを推進します。

＜＜数値目標＞＞

指 標	平成25年度実績	平成32年度目標	備 考
公営住宅の建替等によるバリアフリー化実施率	79%	100%	—
障害福祉サービス事業所等のサービス自己評価実施率	71.8%	100%	—

2. とともに学ぶ

障害のある子どもが、必要な支援のもと障害の特性に応じた教育を受けることができるよう教育環境や相談支援体制の充実に努めます。

「インクルーシブ教育システム」の構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもが障害のない子どもとともに教育を受けられるよう配慮します。

また、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。

ア 教育環境の充実

■ 就学前対応の充実

認定こども園や保育所、幼稚園等における特別の支援を必要とする乳幼児の保育や教育にあたっては、子どもたちの状況に配慮しながら、集団生活の中で、ともに成長できるように、保育や教育の内容の充実に努めます。また、保健・医療・福祉と教育の連携を深め、就学前から就学に向けた一貫した指導・相談体制の整備を推進します。

■ 個々のニーズに応じた多様で柔軟な学びの場の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、より一層適切な教育ができるよう、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室での指導、特別支援学校における教育内容の充実に努めます。また、高等学校を含む通常学級に在籍する発達障害児等への指導を充実させていきます。

■ 学校施設のバリアフリー化促進

学校施設において必要な障害者用トイレやスロープ、手すりの改修など、バリアフリー対策の整備充実に努めます。

イ 障害のある児童生徒への教育、相談・支援体制の充実

■ 障害のある児童生徒への教育の充実

- ・発達障害を含む障害のある児童生徒の教育的ニーズに即し、幼稚園から高等学校まで一貫性のある指導となるよう小・中・高等学校における個別の指導計画および個別の教育支援計画の作成を一層進めていきます。
- ・県立特別支援学校にあっては、児童生徒の一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズに対応したきめ細かな指導を進め、持てる能力の伸長を図り、教科等の指導や作業学習など自立と社会参加に向けた教育活動を展開します。
- ・特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対して、看護師の配置等により、児童生徒の学校生活への支援を図ります。また、様々な理由により、通学が困難な児童生徒への訪問教育を実施します。

■ 情報活用能力の育成

学校における障害に対応した教育用コンピューターの整備を行うとともに、情報活用能力の育成やICTを効果的に活用した教育・指導の充実に努めます。

■就業支援の推進

学校等が企業、労働、福祉関係機関等と連携しながら、就業体験の充実、障害のある生徒の就業に対する理解・啓発を進めるなど、生徒の希望や障害の状況に応じた就業支援を推進します。

■教職員の資質向上

特別支援学校、小・中学校特別支援学級担当者、通級指導教室担当者はもとより通常学級の担任も含めての交流・研究活動や県総合教育センターの研修を充実させ、併せて教育課程等研究協議会の開催等による指導内容や方法の工夫・改善を図ることにより、教職員の資質向上を図ります。

■教育相談システムの構築

総合教育センターは特別支援教育相談として、幼児児童生徒やその保護者、担当する教職員等を対象に、学校・園、福祉、保健、医療等地域の関係機関と連携した相談を進めます。

■発達障害のある幼児児童生徒への指導・支援体制の整備

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、教育上、特別の支援を必要とする幼児児童生徒への指導・支援体制の整備を図ります。また、発達障害者支援センター等の相談支援機関との連携を図ります。

■教育相談・就学相談活動の充実

特別支援学校は、その有する専門性や施設・設備を活かし、小・中学校等の教員に対する相談・助言や、保護者に対する相談・情報提供など、地域における子どもの学びを支援できるよう特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めます。

■就学指導関係者への研修促進

市町特別支援教育担当者協議会の開催や就学相談に係る研修会の実施により、市町教育委員会においてインクルーシブ教育の趣旨に基づいた適切な就学指導がなされるよう、関係者への研修を促進します。

ウ 学校や地域における交流や学習の推進

■交流及び共同学習の推進による理解促進

障害のある子どもとない子どもの交流及び共同学習を推進することにより、同じ社会に生きる人間として、お互いを理解し、ともに助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶとともに、障害のある子どもが自立し、社会参加する資質を養うなど、特別支援教育の理解促進に努めます。

■学校における学習機会の設定

各小中学校において、児童生徒や保護者を対象とした障害者理解に関する講話や体験学習等を行い、障害者理解の促進が図られるよう、各校に必要な情報を提供するなど支援に努めます。

■子どもの体験活動の機会と場の充実

放課後子ども教室や通学合宿など、地域における自然体験や生活体験などのさまざまな体験活動の充実を図る中で、障害のある子どもも十分活動ができるプログラムが創意工夫されるよう、市町の各主催者に対して指導助言します。

■福祉読本の活用

小・中学校において、福祉読本の活用により、福祉への関心や理解を深め、子どもの頃からの福祉意識の醸成に努めます。

＜＜数値目標＞＞

指 標		平成25年度 実績	平成32年度 目標	備 考
「個別の指導計画」を作成している児童生徒の割合	小	81.1%	100% (H30年度)	第2期滋賀県教育振興基本計画
	中	72.2%	100% (H30年度)	第2期滋賀県教育振興基本計画
	高	40.8%	80% (H30年度)	第2期滋賀県教育振興基本計画
「個別の教育支援計画」を作成している児童生徒の割合	小	42.3%	80% (H30年度)	第2期滋賀県教育振興基本計画
	中	41.2%	80% (H30年度)	第2期滋賀県教育振興基本計画
	高	18.8%	50% (H30年度)	第2期滋賀県教育振興基本計画

3. とともに働く

障害のある人の「働きたい」という思いに応えることができるよう、企業等への就労支援や福祉的な就労の場の確保を図るとともに、働くことを通じて地域生活の経済的な基盤が得られるよう、就労収入の向上を目指します。

こうした取組を進めるため、教育・福祉・労働の連携を進めます。

ア 企業で働く人や働きたい人への支援

■雇用の場の確保

- ・働き・暮らし応援センターを中心とした就労支援や生活支援、職場開拓、定着支援等を継続して実施します。
- ・各地方公共団体において障害のある人の雇用が促進されるよう、滋賀労働局や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構など関係機関と連携を図りながら、障害者の雇用の促進のための周知・啓発に努めます。
- ・県においては、身体障害のある人等を対象とした県職員採用試験等を実施しており、今後も公的機関としての責務から、障害のある人の雇用に努めます。

■就職に向けた訓練・実習機会の確保

一般就労に向け、障害者の就労意欲や職業能力の向上を図るための訓練や実習の機会を確保します。

■福祉施設や特別支援学校からの企業就労の促進

- ・自立訓練と就労移行支援、就労継続支援など複数のサービスを組み合わせ、段階的に就労に向けた訓練を行うシステムなど、地域での主体的な取組との連携を図ります。
- ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施するジョブコーチ養成研修等の周知など、地域において就労支援を担う人材の育成を推進します。

■障害特性に応じた就労支援

発達障害、高次脳機能障害、難病、視覚障害、聴覚障害等その特性と能力に応じた支援の充実強化が図れるよう関係機関との連携に努めます。

イ 企業や事業所への障害者雇用についての理解の促進

企業等において障害のある人の雇用が促進されるよう、滋賀労働局や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構など関係機関と連携を図りながら、障害者雇用の促進のための周知・啓発に努めます。

ウ 企業で働くことが困難な人への支援

■就労移行支援、就労継続支援等を行う施設の整備促進

一般就労に向けた訓練の場であり、また一般企業での就労が困難な障害のある人が働く場である、就労移行支援、就労継続支援等の事業を実施する施設の整備と円滑な運営を支援します。

■社会的事業所の運営支援

作業能力はあるものの、対人関係や健康状態等の理由により一般企業での就労できな

い障害のある人に対して雇用の場を提供する社会的事業所について、多様な働き場を確保する観点からその運営を支援するとともに、社会的事業所の今後のあり方について、関係者とともに検討していきます。

エ 企業、労働、福祉、教育、医療の連携強化

■働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実

企業で働きたい、あるいは働いている障害のある人を支援し、企業就労の促進と定着を図るため、滋賀県障害者自立支援協議会に設置された就労部会を中心として、関係行政機関、関係団体、就労支援事業所、企業等の連携による、福祉圏域および全県におけるネットワークづくりなど、障害のある人の就労を地域で支えるシステムの充実を図ります。

■就労支援や雇用創出に向けたシステムづくり

障害者就労支援施設等における経済活動の活性化、企業・労働・福祉・教育・医療等の関係機関・団体とのネットワークの構築などを目的に設立された特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センターを核として、働きたい障害のある人の就労支援や雇用創出に向けたシステムづくりを進めます。

■働く障害者の健康管理

就労支援事業所で活動される人に対し、リハビリテーションセンターが、二次障害を予防し長くその作業に従事できるように、また企業就労を目指す障害のある人には、働き・暮らし応援センターと連携し、障害特性に応じた環境の整備等のアドバイスを行うなど、就労の継続や定着に向けた取り組みを進めます。

《数値目標》

指 標	平成25年度実績	平成32年度目標	備 考
県内のハローワーク登録者のうち、就業中の障害者の数	5,444人	6,450人 (H30年度)	—
働き・暮らし応援センターで支援する在職者数	2,018人	3,400人	—
法定雇用率達成企業割合	51.8%	65%	—
平均工賃の月額が30,000円以上の就労継続支援B型事業所の全体に占める割合	9.9%	30%	—

4. とともに活動する

スポーツや芸術活動の推進、障害者福祉センター等の運営を通じた余暇活動の充実、本人活動や地域における交流活動の支援などにより、障害のある人の自己実現と社会参加の促進を図ります。

ア 障害のある人のスポーツの推進

■障害者スポーツ推進体制の整備

- ・平成32年東京パラリンピックや平成36年全国障害者スポーツ大会の開催に向けて、日常的に障害者スポーツの競技力向上に取り組む体制を整備するため、滋賀県障害者スポーツ協会を中心に、各競技の競技団体の組織化を促進します。
- ・平成32年東京パラリンピックや平成36年全国障害者スポーツ大会を見据え、障害者スポーツ団体、生涯スポーツ団体、学校、大学などと連携しながら、若い障害者がスポーツを始めるきっかけづくりや指導者の養成、選手の発掘・育成・強化などの取組を計画的に進めます。

■スポーツ大会の実施・選手育成

障害者スポーツの技術の向上と、スポーツに取り組む障害のある人のすそ野を広げるため、障害者スポーツ大会を開催し、有望な選手の発掘に取り組み、優秀な選手を選抜して全国障害者スポーツ大会への派遣を行います。また、全国大会出場選手の育成強化を図り、多様化・高度化する障害者スポーツの全国的な状況に対応できる個人・団体を育成します。

■参加機会の拡大

- ・身近な地域での競技会やスペシャルスポーツカーニバルの開催、スポーツクラブの育成、さらにはスペシャルオリンピックスや一般のスポーツ大会への参加を促進します。
- ・総合型地域スポーツクラブ関係者やスポーツ推進委員など地域のスポーツ関係者、学校関係者、滋賀県障害者スポーツ協会や滋賀県立障害者福祉センター等が連携・協力のもと、小中学校の特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童・生徒がスポーツをする機会の充実や、障害のある人が身近な地域でスポーツやレクリエーションを気軽に楽しむことができる環境整備など、障害者スポーツのすそ野を広げるための取組を支援します。
- ・精神障害のある人のスポーツへの参加機会の充実を図るため、当事者団体、スポーツ関係団体と協力しながらスポーツクラブの育成を図ります。
- ・精神障害のある人のより競技性の高い障害者スポーツ大会への参加について、全国障害者スポーツ大会の競技種目の検討状況も見据えて、県大会への種目追加など検討を進めます。

■スポーツ施設のバリアフリー化促進

身近なスポーツ施設で、スポーツやレクリエーションが楽しめるよう、既存のスポーツ施設での障害者用トイレの設置や、スロープ、エレベーター、点字ブロック等の整備を図ります。

■競技性の高い障害者スポーツ大会への参加選手への支援

より競技性の高いスポーツ大会への参加を希望する選手に対して各種大会開催情報の提供やパラリンピックをはじめとした国際大会出場へのプロセスの相談などの支援の充実を図ります。

イ 障害のある人の文化芸術活動の推進

■造形活動への参加促進と発表機会の充実

- ・障害のある人による造形活動のすそ野を広げるため、県内の障害のある人の造形作品を公募し、展示する「ぴかっtoアート展」について、より多くの障害のある人が応募できるように広報の充実を図り、作品発表の機会を提供します。
- ・ボードレス・アートミュージアムNO-MAの運営を支援し、障害のある人と一般のアーティストの作品の並列展示など、障害のある人の可能性や魅力を伝える取組や県内障害福祉サービス事業所等における造形活動に対する支援を促進します。

■造形活動を支える仕組みづくり

- ・障害者造形活動支援センター（アール・ブリュット インフォメーション&サポートセンター（略称「アイサ」））の運営を支援し、障害のある人による造形活動への支援方法や著作権保護に関する相談への対応、造形活動を支援する人材の育成、関係者のネットワークづくりなど、障害のある人が安心して造形活動に取り組むことができる環境づくりを進めます。
- ・アイサと連携しながら、「著作権等保護のためのガイドライン」の周知や理解の促進を図り、障害福祉サービス事業所が造形活動における作品の取扱規程や利用承諾書等を策定する取組を進めます。

■表現活動の場の拡大

- ・障害のある人が、地域の中で誰でも気軽に参加できる音楽・身体表現ワークショップの県内各地での開催を支援し、自由な表現活動に参加する機会や音楽祭など成果発表の場を増やします。
- ・平成32年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて全国展開される文化プログラムへの参画を見据え、滋賀の魅力ある文化の一つとして、障害のある人の表現活動を広く県内外に発信する取り組みを検討します。

■アール・ブリュットの振興

- ・滋賀を中心に数多く見出されてきたアール・ブリュットの魅力発信、アール・ブリュットを支える環境の底上げを図るための全国規模のネットワーク組織の運営などに取り組み、アール・ブリュットの振興に努めます。
- ・アール・ブリュットの発信拠点として新生美術館の整備を進めます。

ウ 地域における余暇活動の支援

■余暇活動の場の提供

- ・障害のある人によるスポーツやレクリエーション、旅行など、地域や団体が主体的に進める取組を支援することにより、地域における余暇活動の充実を図ります。
- ・障害者福祉センター、視覚障害者センター、聴覚障害者センターにおいて、文化教養

教室などを開催し、一人ひとりの余暇生活の充実を図ります。

エ 社会参加の促進

■障害者社会参加推進センターによる事業推進

障害のある人の地域における自立生活と社会参加の推進に向け、当事者団体等による連携のもと、障害者理解を深めるための啓発活動や研修会など、障害のある人自らによる取組を推進します。

■地域における社会参加の促進

- ・精神障害のある人の社会参加の促進を図るため、各地域でのサロン事業や余暇活動支援、地域活動支援センターでの交流事業等を促進します。
- ・聴覚障害のある人に日常生活に必要な知識や生活技術などの学習・体験等の場を設けるとともに手話挿入・字幕入りビデオ等の制作、貸出、配信などを行い、聴覚障害のある人の自己実現や社会参加を促進します。
- ・視覚と聴覚の重複障害がある盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、通訳・介助者の派遣、生活訓練や相談支援を実施するとともに、支援者の育成を図るため、通訳・介助者の養成や資質向上のための研修を実施します。
- ・視覚障害のある人の自立と社会参加を促進するため、日常生活に必要な知識や技術を習得するための家庭生活教室や生活行動訓練を実施するとともに、視覚障害のある人の外出を支援する同行援護従業者を養成するための講習会を実施します。

■身体障害者補助犬の普及啓発

身体障害者補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の給付や啓発を実施し、障害のある人の社会参加を促進します。

■図書館利用に障害がある人へのサービス

図書館においては、図書館利用に障害のある人には、所蔵する資料だけでなく、全国の図書館が所蔵する資料をオンライン・データベースを利用して取り寄せ、無料で郵送貸出しを行います。また特に視覚に障害のある人に対しては、オンライン・データベースを利用して録音資料や点字資料を在宅利用できる登録等の手続きを代行します。

■交番等での障害のある人に配慮した相談環境の整備

手話や筆談など聴覚障害のある人とのコミュニケーションや障害の理解に関する講習会を定期的実施し、障害のある人が警察職員に相談等がしやすい環境の整備を進めます。

オ 障害のある人の本人活動や交流への支援

■本人活動の支援

- ・障害のある人自身が運営する会議やイベントなどの本人活動を支援し、多様な社会体験をすることによる自己実現や、社会への参画を促進します。
- ・同じ障害のある人による相談活動（ピアカウンセリング）を促進します。

■地域における交流の促進

障害のある人と高齢者や子ども、地域の人たちが自然に集いふれあいながら、身近な地域での日常的な見守りなどの支援活動やボランティア活動が生まれる場づくりを進め

ます。

■ ボランティア活動の促進

県民のボランティア活動が一層促進されるよう、ボランティア活動の情報提供を行い、ボランティア活動に気軽に参加できる環境づくりを進め、障害のある人の地域生活を応援します。

■ 精神保健福祉ボランティアの活動支援

精神保健福祉ボランティアグループの活動を支援し、精神障害のある人の地域生活における支援の輪を広げます。

■ 県民の社会貢献活動の環境整備

「県民の社会貢献活動促進のための基本的な考え方」に基づき、社会貢献活動やNPOに関する情報提供、人材育成、参加の機会づくり等を進め、県民の社会貢献活動の環境整備を図ります。

《数値目標》

指 標	平成25年度実績	平成32年度目標	備 考
障害者スポーツ県大会およびスペシャルスポーツカーニバルの参加人数	1,527人	2,000人	—
障害者スポーツ指導員の資格を取得した総合型スポーツクラブ関係者およびスポーツ推進員の人数	4人	30人	—
障害者アート公募展への応募者数	242人	290人	—

5. 共生のまちづくり

誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向けて、障害者理解の促進や福祉のまちづくりの推進を図ります。

また、障害者差別解消法や障害者虐待防止法による取組を強化するとともに、障害のある人が安全な地域生活を送れるよう、防災・防犯対策の推進に努めます。

ア 障害者理解の促進

■「障害者週間」を中心とした広報・啓発の推進

障害のあるなしにかかわらずお互いを理解しあい、障害のある人の人権が侵害されることのないよう、12月3日から12月9日の「障害者週間」を中心に、「心の輪を広げる体験作文」や「障害者週間ポスター」コンクールなどの啓発活動を実施します。

■糸賀思想の普及啓発の推進

- ・糸賀一雄記念賞や糸賀一雄記念賞音楽祭により、障害のある人やない人、障害者福祉に関わる人たちなどと内外の実践者らとの幅広い交流を促進することを通して、糸賀思想の国内外に向けた発信と普及啓発を図ります。
- ・糸賀一雄、池田太郎、田村一三ら滋賀の福祉の基礎を築いた先人の実践と理念を知り、学ぶ機会を提供し、福祉現場の実践を担う人（自覚者）づくりを進める拠点に関係法人・施設等との連携のもとに運営します。
- ・糸賀一雄記念財団の自主的・主体的な運営に向けた取組について、必要な支援を行います。

■アール・ブリュット作品を通じた理解の促進

アール・ブリュットの振興を、障害の有無に関わらず、一人ひとりの存在が尊重される「共生社会」の実現につながる象徴的な取組として、一人ひとりが多様な価値観を受け入れ、共有できる社会づくりにつなげられるよう意識しながら、作品展の開催、情報発信などの取組を進めます。

■多彩な人権啓発の実施

県民の人権尊重意識の高揚を図るため、マスメディアの活用や広報誌の発行、イベントの開催、ふれあい型の啓発など多彩な形態での人権啓発事業を実施します。また、より多くの人に関心を高め、感性に訴える啓発となるよう手法や内容の工夫に努めます。

イ 差別の解消および権利擁護の推進

■障害者差別解消法の円滑な施行

障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す障害者差別解消法の円滑な施行に向けて、障害者差別解消支援地域協議会や相談および紛争の防止等のための体制整備等について、条例化の必要性も含めて検討します。

■運営適正化委員会による助言・あっせん

県社会福祉協議会内に第三者による運営適正化委員会を設置し、事業者段階で解決困難な事例等に対して、解決に向けた助言、あっせんを行うなど、福祉サービスの利用者の権利を擁護します。

■相談員の能力向上と連携の促進

身体障害者相談員や知的障害者相談員間のネットワークの構築や、障害のある人の人権や財産に対する侵害事案の早期発見と関係機関への情報提供等に関する研修を行うことで、相談対応能力の向上と相談員間の連携強化を図ります。

■「淡海ひゅうまんねつ」「障害者110番」による各種支援の推進

滋賀県権利擁護センター（淡海ひゅうまんねつ）、「障害者110番」において権利侵害や日常生活に関する相談対応、広報啓発等を実施し、障害のある人や高齢者の権利を守ります。

■「地域福祉権利擁護事業」の推進

地域福祉権利擁護事業により、障害のある人等で判断能力が不十分なため、日常生活を営むのに支障がある人に対し、福祉サービスの情報提供や、手続きの援助、日常金銭管理などの援助を行い、地域での自立生活を支援します。また、権利擁護事業の一層の充実強化に向けて、基盤強化を図るための検討を進めます。

■成年後見制度の利用促進

知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度の周知・啓発を行うとともに、利用を促進するための体制づくりを進めます。また、担い手の確保・育成のしくみづくり、利用支援策等について、市町等と連携して検討します。

■虐待防止に向けたシステムの構築

虐待の未然防止や早期発見、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等を図るため、滋賀県権利擁護センターでの相談、関係機関による連携体制づくりや研修を進めるとともに、事例検討やマニュアル作成などを行い、通報の受理や調査、一時保護を行う市町の取組を支援します。

ウ 「公私協働による福祉しが」の実践による福祉サービスの向上

「“おめでとうからありがとうまで”公私協働の福祉しが連携協定」に基づく、「滋賀の縁創造実践センター」との相互連携と協働により、世帯をまるごと支えるトータルサポートの仕組みづくりを進めることで、障害のある人やその家族の福祉の向上を図ります。

エ 意思疎通支援や情報アクセシビリティの充実

■県と市町の連携による意思疎通支援の充実

- ・市町における意思疎通支援が円滑に実施されるよう、県においては手話通訳者、要約筆記者の養成研修を行い、人材の確保に努めます。
- ・市町との役割分担を踏まえ、県においては広域的な対応が必要なものや専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者および要約筆記者の派遣を行うとともに、派遣にかかる市町相互間の連絡調整を行います。
- ・耳マーク運動などを通じた、窓口における筆談の広がりにも努めます。

■IT利用の推進とITを活用した生活・就労の促進

- ・障害者IT支援センターにおいて、IT利用相談や住宅での生活を送る重度障害のある人へのITの訪問利用、各種IT講習会を実施するとともに、障害のある人のIT利用支援を行うパソコンボランティアの養成、派遣を行います。
- ・障害のある人が身近な地域でITスキルの向上を図り、仲間同士で交流ができる場としてITサロンを設置し、障害のある人のIT利用を促進します。

- ・視覚障害者ＩＴ講習会や視覚障害者デジタル機器等の利用支援を行い、情報取得が困難な視覚障害のある人の情報取得量の増大を図ります。

■視覚障害のある人に対する情報提供支援

視覚障害のある人が日常生活に必要な情報を容易に入手することができるようにするため、点字・音声での広報や点字・メールでのニュースの提供を行うとともに、点字図書・音声図書の制作・貸出の拡充、点訳・音訳ボランティアの養成など情報提供体制の充実を図ります。また、それぞれにあった方法で分かりやすく情報伝達ができるよう、音声コードの普及にも取り組みます。

■障害のある人に配慮した行政情報の提供

- ・視覚障害のある人や聴覚障害のある人に対し県政情報等を提供するため、県広報誌「滋賀プラスワン」の音声版（テープ、ＣＤ）、点字版を作成・配付するほか、手話と字幕による県政情報番組「手話タイム・プラスワン」を放送します。
- ・視覚障害のある人への情報バリアフリーとして、県が作成するリーフレットなどの印刷物の音声コードの付記に努めます。
- ・障害に対応し利用しやすいよう配慮したページの提供により、誰もが県政情報を正確・迅速に入手できるホームページとします。
- ・知的障害者等に配慮した読み仮名の付記や、平易な表現に努めます。

■選挙等における配慮等

- ・政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、インターネット等を通じた候補者情報の提供等、選挙等に関する情報の提供に努めます。
- ・投票所のバリアフリー化、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置等による投票環境の向上や、判断能力が不十分な人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう代理投票の適切な実施等の取組について、市町に助言を行います。
- ・指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施について市町への助言を行い、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な人の投票機会の確保に努めます。

オ 福祉のまちづくりの推進

■ユニバーサルデザインによる県立施設整備の推進

県立施設においては、率先してユニバーサルデザインの視点による整備を進めます。

■公共施設等のユニバーサルデザイン化の促進

だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づき、障害の有無や年齢などにかかわらずだれもが安全で快適に生活できるよう、県内の公益的施設、公共交通機関等のユニバーサルデザイン化を促進します。

■自治ハウス（集会所）のバリアフリー化促進

コミュニティ活動の中心である自治ハウス（集会所）において、誰もが利用できる施設とするため、既存自治ハウス（集会所）の人にやさしいバリアフリー化を促進するための支援を図ります。

■公園・水辺空間の整備

- ・障害のある人が都市公園を支障なく利用できるよう、駐車場内の障害者用スペースの確保、障害者対応のトイレ設置、段差解消のためのスロープ設置等の整備を促進します。
- ・人々が琵琶湖や河川に親しむ水辺空間の整備にあたっては、障害のある人や高齢者の

安全・快適な利用に配慮したユニバーサルデザイン化を図ります。

■農村地域の生活環境整備

障害のある人や高齢者が安心して、健康で生きがいを持って暮らせる農村地域の環境づくりを目指し、公共施設等のユニバーサルデザイン化など、生活環境の整備を進めます。

■特定道路におけるバリアフリー化の促進

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)に基づく重点整備地区内の特定道路について、関係する道路管理者が連携し、歩行空間の連続したユニバーサルデザイン化を行い、車いすが完全にすれ違える幅の広い歩道、点字ブロック、段差・傾斜の解消の整備等、障害のある人を含めた全ての人が安全で円滑に移動ができる歩道整備に努めます。

■交通安全施設等のユニバーサルデザイン化の促進

- ・バリアフリー新法に基づく重点整備地区内の生活関連経路に対して、自治体等のユニバーサルデザイン化事業と連携しつつ、視覚障害者用付加装置や高齢者等感応化等交通バリアフリー対応型信号機への改良、規制標識の高輝度化等の整備を図ります。また、その他の地域に対しても、社会資本整備重点計画に基づき交通バリアフリー対応型信号機の整備等を推進します。
- ・鉄道駅のバリアフリー化(エレベーター等の設置)、文字や音声によるわかりやすい情報提供など、ユニバーサルデザイン化を促進し、移動の利便性・安全性の向上を図ります。

■障害のある人に配慮した教習所の充実

各教習所のバリアフリー化の指導を行います。聴覚障害のある人が運転できる車両の区分が拡大されたことに伴い、手話通訳のできる指導員の育成及び二輪車の無線等による危険防止装置の導入等を指導推進します。

■運転者教育の促進

障害のある人の年齢、障害の種別に応じ、適切できめ細かな運転適性相談の実施を進めます。また、運転者教育については、各種講習の委託先に対する字幕入り、手話入りビデオの整備充実を促進するとともに、手話通訳による講習会の開催を図ります。

■パーキングパーミット制度の実施

障害のある人や高齢者、妊産婦等の移動に配慮が必要な人を対象に、車いす利用者駐車場や思いやり駐車区画の利用証を交付するパーキングパーミット制度を推進し、当該駐車区画の適正な利用を促進します。

■公営住宅のバリアフリー化の推進

公営住宅の建替や改善において、住戸内、共用部分、屋外アプローチのバリアフリー化や浴室、便所、屋外アプローチ等の手すり設置、4階以上の住宅へのエレベーター設置等を進め、障害のある人が住み慣れた社会で安心して生活できる住環境の整備を推進します。

■住宅のバリアフリー化促進

人と環境にやさしい住まいのポイントをホームページ等で広く普及啓発するとともに、既存住宅のバリアフリー化を推進するためリフォームに関する相談や情報提供を実施し、誰もが安心できる住宅の整備を促進します。

■障害のある人に配慮した製品の開発促進

工業技術総合センターや東北部工業技術センターにおいて「人にやさしい健康福祉を実現する技術開発支援」を推進します。

カ 保健・医療サービスの充実

■ 滋賀県リハビリテーション協議会による提供体制整備

保健・医療・福祉関係機関や関係団体などで構成する「滋賀県リハビリテーション協議会」において提供体制整備の基本方向を検討するとともに、「滋賀県リハビリテーション推進計画」に基づき関係機関の連携を促進します。

■ 県立リハビリテーションセンター業務の充実

地域リハビリテーションの推進等を支援するため、県立リハビリテーションセンターにおいては、情報提供や専門職員等に対する研修、調査・研究、相談支援などの事業やリハビリテーション実施機関それぞれへの技術的支援を推進します。特に、市町・二次保健医療圏域において、関係機関、団体等の役割を推進するためのマネジメント機能を各機関が発揮できるよう、ネットワークの中核機能を強化するほか、頭部外傷などによる高次脳機能障害、難病の方々への専門的リハビリテーション支援を実施します。

■ 地域リハビリテーション提供体制の充実

各二次保健医療圏域において、各保健所に設置されている「地域リハビリテーション連絡協議会」における検討とあわせて、地域特性をふまえたネットワークづくりを推進するとともに、協議会での検討結果を踏まえ、必要な施策を推進します。

■ 総合リハビリテーションの推進による障害のある人への支援

- ・市町・二次保健医療圏や三次保健医療圏域において、医療をはじめ、教育・職業・社会リハビリテーションを担うそれぞれの関係機関により、急性期・回復期・維持期の医学的リハビリテーションと、教育・職業・社会リハビリテーション等を一貫して包括的に提供できる体制の整備を促進します。
- ・そのため、県立リハビリテーションセンターが保健所と連携強化し、福祉用具センターと一体的な運営を図る等、機能連携や機能的統合を進めるとともに、働き・暮らし応援センター（障害者就業・生活支援センター）や障害者自立支援協議会などとの連携を推進します。
- ・障害のある人たちが、日常生活や就労等をとおして二次障害に至ることを予防する取組を推進します。

■ 高次脳機能障害への支援

高次脳機能障害のある人の地域生活を支える人材の養成を進めるとともに、身近な地域での相談支援や日中活動の場の充実を図ります。

■ 重度障害者の医療費負担の軽減

重度心身障害者（児）福祉医療費助成事業や重度心身障害老人福祉医療費助成事業により、重度障害者の医療費の負担を軽減します。

■ 精神障害のある人に関する保健・医療サービスの充実

- ・精神障害のある人が、疾患の病態像や特性に応じて適切な医療を受けられる体制の充実を図ります。
- ・精神障害のある人が、可能な限り地域において医療や支援を受けられる体制の充実を進めるとともに、入院中の早期から地域移行に関する支援ができる体制の充実を図ります。

■ 発達障害のある人への医療的支援の充実

- ・寄附講座の設置や研修等の実施による発達障害の診療ができる医師の養成や地域医療機関への診療支援を実施します。
- ・小児保健医療センターでは、自閉症や注意欠陥多動性障害など、発達障害にかかる専

門的診断・治療を行います。

キ 防災・防犯体制の充実

■防災への理解促進

- ・滋賀県地域防災計画に基づく防災対策が図られるよう、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、個別計画が策定されるよう市町の取り組みを支援するとともに、災害に対する基礎的知識や障害特性も踏まえた災害発生時に取るべき行動等について理解を深める取り組みを支援していきます。
- ・緊急時の電源の確保や避難所となる福祉施設での物資の備蓄、障害特性を踏まえた避難所運営など、災害への備えが進むよう取り組みます。

■災害時要配慮者の避難支援

高齢者や障害のある人等の要配慮者に対し、災害時に速やかに安否確認や避難ができる体制づくりを進めるとともに、障害・疾病等の状態に応じて避難できる福祉避難所の確保と支援体制づくりを進めます。

■自主防災組織の育成

障害のある人は、災害時に自力避難や状況の把握が困難なことから、地域住民などの連携による自主的な防災活動が大切です。そのため、要配慮者支援の重要な担い手である自主防災組織に対し、研修会の開催、情報提供、技術支援を行います。

■避難情報等提供体制の整備

市町が策定する個別計画に基づき、コミュニケーション機能に障害のある人に対して、避難準備情報等の緊急情報が円滑・迅速に提供できる体制の整備が図られるよう、市町への支援に努めます。

■土砂災害対策の実施

土砂災害の犠牲となりやすい自力避難が困難な障害のある人、高齢者、幼児などを守る土砂災害対策を推進するため、福祉施設等を含む箇所に対して重点的に砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業を実施します。

■警察職員への介護講習等の実施

警察職員が高齢者や障害のある人等の介護、対応に必要な知識や技能を修得し、現場での適切な警察活動に積極的に活用できるよう、障害や介護に対する意識の浸透を図るための研修や講習への参加を促進します。

■被害防止対策の推進

- ・障害のある人等の消費者トラブルの防止および被害からの早期の救済を図るため、地域の関係機関と連携し、見守り支援者を対象とした講座の開催や、障害等のある人等に配慮した相談に努めるとともに、特別支援学校への出前講座等を行い、自立した消費者の育成を目指して消費者教育・啓発の推進に努めます。
- ・障害のある人が犯罪被害に遭わないよう、配慮した啓発を行うとともに、各関係機関や自主防犯ボランティア等と連携した犯罪抑止啓発を推進し、犯罪のない社会づくりを目指します。

ク 難病患者に関するサービスや制度の推進

■ 難病医療体制の充実

難病医療連携協議会において、従事者の技術力向上を目指した研修会を実施するとともに、拠点病院や協力病院のネットワークを構築するなど、難病医療体制の充実に努めます。

■ 在宅療養支援および相談支援体制の充実

- ・介護者の休息等のため、レスパイト入院が必要となった重症難病患者の適時適切な入院施設の確保に努めます。
- ・難病医療連携協議会や保健所が中心となり、保健医療圏域ごとに医療・看護・介護・福祉サービス提供者の連携体制の構築を図り、在宅療養に向けた支援を行っていきます。
- ・難病医療の拠点となる病院には難病医療に関する支援員を配置するとともに、難病患者や家族からの相談対応、入院施設の紹介、支援従事者への研修などの事業の充実を図ります。
- ・難病相談・支援センター事業において、患者や家族からの相談対応・医療講演会・交流会・サロン事業・意思伝達装置の貸出し事業・就労支援事業・ボランティア養成・ピアサポーター養成などの事業の充実を図ることで、難病患者が必要な時に気軽に相談でき、適切な支援が受けられる環境づくりと居場所づくりに努めます。
- ・在宅療養難病患者に対して、関係機関の連携のもと、保健・医療・福祉の各分野にわたる総合的なサービス提供を行うことで、療養上の不安の解消を図るとともに社会参加の推進を図るなど、よりきめ細やかな支援対策を進めます。
- ・保健所を中心に、難病対策地域協議会を設置し、各圏域の特性を把握し、難病患者に対する支援ネットワーク体制の整備に努めます。

■ 難病福祉施策の実施

- ・難病患者が適切な福祉施策を受けられるよう、市町担当課職員や福祉関係者への研修会等を実施し、難病の特性について理解の促進を図ります。
- ・難病患者の社会参加を進めるため、関係機関、団体等と協働して難病が正しく理解されるよう啓発に努めます。

■ 災害対策の促進

災害時等に難病患者等に対してスムーズな支援が行えるよう、患者・家族および支援関係者が連携した災害支援体制の整備を促進します。

《数値目標》

指 標	平成25年度実績	平成32年度目標	備 考
手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員派遣回数	9,689回	11,000回	—
特定道路におけるバリアフリー化率	62.1%	100%	—
駅のバリアフリー化率（乗客1日3千人以上）	76.2%	100%	—
高次脳機能障害の専門研修に参加した支援者数	—	180人	—

特定道路：駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路のうち、多数の高齢者、障害者等が通常徒歩で移動する道路の区間として、国土交通大臣が指定したもの。

V 重点施策

1. 発達障害のある人への支援の充実

発達障害は、近年社会的問題となっている虐待やニート・生活困窮につながる要因の一つとも言われており、対策を早期に講じないと今後ますます問題が大きくなるといった懸念があります。また、小中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち6.5%に特別な教育的支援が必要であるとの調査結果もあり、県内には多くの発達障害のある人が存在すると考えられます。

こうした状況を踏まえ、本年3月に滋賀県障害者施策推進協議会がとりまとめた「発達障害者支援に関する課題と取組の方向性」に沿って具体かつ効果的な施策の推進を図り、特に以下の事項について重点的かつ早急に取り組みます。

■発達障害のある人に特化した専門サービスの充実

知的障害を伴わない発達障害のある人に特化した具体的な支援サービスが全国的にも未整備の状況にある中で、本県が先駆的に取り組んできた生活訓練と就労準備訓練の一体的な実施による支援に引き続き取り組むとともに、その成果を支援プログラムとして障害福祉サービス事業所に普及させます。

さらに、長期間のひきこもりや、虐待、精神科病院への入退院の繰り返しなどにより、生活の再構築が必要な発達障害のある人に対して保護的な環境の中で訓練を行う専門の支援について、入所施設の活用を含めた検討を行うことなどにより、発達障害のある人への支援サービスの充実を進めます。

■福祉と教育の連携による切れ目のない就労支援の強化

発達障害のある人に対する支援がライフステージごとに途切れることのないよう福祉と教育が連携して在学時から支援に取り組み、発達障害のある生徒や学生がそれぞれの特性に合った進路選択ができるようにすることにより、切れ目のない就労支援の強化を図ります。

■発達障害のある人を理解し支える身近な人の輪を広げる取組の推進

職場で発達障害を理解し、周囲にわかりやすく説明することのできるサポーターを養成し、発達障害のある人が円滑なコミュニケーションをとれる環境を作ることにより職場定着を促進します。また、地域や学校等において発達障害のある人や家族を支えるサポーターを養成し、発達障害のある人や家族が安心して生活できる地域づくりを推進します。

■県庁組織における分野横断的な施策構築の推進

発達障害のある人への生涯を通じた支援の充実を図るため、福祉、教育、就労分野による横断的な取組を推進する体制づくりを進めます。

2. 障害のある人の就労支援の促進

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、総合的な就労支援の促進を図ります。

■就労移行支援事業所の機能強化による一般就労への移行支援

一般就労に向けた訓練の場の整備を進めるとともに、就労移行支援事業所における支援のノウハウの蓄積を図ります。また、就労継続支援事業所や計画相談事業所等における職業評価能力の向上を図り、一般企業等で働くことを希望する障害のある人が、その能力に応じて働くことができるよう支援します。

■知的障害のある人の職域拡大

知的障害のある人がその特性を生かして働くことができる場として期待されている介護や保育の場での雇用を拡大していくため、知的障害のある人の介護や保育に関する技能等の取得や雇用事業所における職場の環境整備に対する支援、雇用に向けた調整・情報提供などを行い、一般就労の一層の促進を図ります。

■就労の実現に向けた教育の推進

特別支援学校における個々の生徒の障害に応じた職業的自立と社会参加が進められるよう、働くことに必要な専門的スキルを身に付け、実践力を高めるための企業等の知見を生かした作業学習の充実を図るなど、職業教育の充実を図ります。

■発達障害のある人に対する福祉と教育の連携による就労支援の強化（再掲）

福祉と教育が連携して在学時から支援に取り組み、発達障害のある生徒や学生がそれぞれの特性に合った進路選択ができるようにすることにより、切れ目のない就労支援の強化を図ります。

■障害者雇用についての理解の促進

企業と障害のある人の両方のニーズに合うような、多様な就労体験を充実させることにより、企業が障害のある人に接する機会を増やし、障害者雇用についての理解の促進を図ります。

また、企業や事業所だけでなく県民の方も参加できるセミナー等を開催し、ともに働き、ともに暮らせる社会の実現を目指します。

■働き・暮らし応援センターをはじめとする就労・生活支援ネットワークの充実

各福祉圏域の働き・暮らし応援センターについて、市町、ハローワークなどの関係機関との役割分担を明確にしつつ支援体制の充実を図るとともに、滋賀県障害者自立支援協議会（就労部会）を中心として、関係行政機関、関係団体、就労支援事業所、企業等の連携によるネットワークづくりなど、障害のある人の就労を地域で支えるシステムの充実を図ります。

3. 本人のニーズに合った専門的な支援の充実

近年課題となっている障害のある人の高齢化に対応した支援や、重症心身障害者、強度の行動障害を示す障害者への支援など、本人のニーズに合った専門的な支援が特に必要な人へのサービスの充実を図ります。

また、こうした支援の充実により、県内の福祉施設に入所する人の地域生活への移行を促進し、ひいては他県の福祉施設に入所されている方が県内で生活できるようにすることにもつなげます。

■障害高齢者に対する支援方策の検討

障害のある高齢者の特性に応じた障害福祉サービスや高齢者福祉サービスがより適切に提供されていくよう支援方策の研究を行います。その結果を踏まえてモデル的实践や、国への提案などの必要な対応を行うことで、障害のある人が長生きをして幸せに生きることができるよう、また、最後まで尊厳を保持し、自分らしく生きていけるような社会づくりを推進していきます。

■重症心身障害者の地域生活を支える医療的ケアの充実

重症心身障害者を受入れる事業所等に、市町と共同して支援するとともに、専門的ケアマネジメントを提供することで、身近な地域で必要な医療的ケアの提供を受けられるようにし、重度の障害があっても安心して地域生活をおくることのできる社会の実現を目指します。

■強度の行動障害を示す障害者への支援の充実

行動障害の特性に配慮した支援サービスを提供できる知識や技能を有する支援者を養成することにより、強度行動障害者が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図ります。

4. 精神障害のある人への支援の充実

■精神疾患の早期発見・治療と精神障害のある人の早期支援の促進

学校や職場、地域におけるこころの健康に関する相談体制の充実により早期に適切な治療に結びつき、支援が受けられる体制づくりを進めます。

■退院可能な患者の地域移行の促進と訪問型支援による地域生活支援の充実

入院の早期から退院に向けての環境調整や福祉サービスの紹介ができる体制づくりを進めるとともに、通院や通所が不安定な人への訪問型支援を促進し、精神障害のある人の地域での生活を支援する取組を進めます。

5. インクルーシブ教育システムの構築

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、可能な限り、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶことができるよう配慮するとともに、様々な障害種別や児童生徒の教育的ニーズに対応できる体制づくり、学校間連携を推進します。

6. 障害のある子どもへの支援の充実

■障害のある子どもが通う放課後等デイサービス事業所等の支援の質の向上

障害のある子どもが身近な地域での通う場として、地域の放課後児童クラブでの障害児支援の充実を図るとともに、増加している放課後等デイサービス事業所や児童発達支援事業所での支援の質を確保するために、事業所間の情報交換の場の設定や資質向上のための研修の実施等、支援の質の向上に向けた体制整備を図ります。

■障害児入所施設におけるより家庭に近い暮らしの提供など機能の充実に向けた検討

行動障害、発達障害、被虐待等のある子どもが入所する近江学園や信楽学園といった障害児入所施設については、より家庭に近い暮らしを提供するための小規模グループケアの推進や、子どもの心の傷を癒して回復させるための専門的ケアの充実など、その施設が持つべき機能の充実について検討を進めます。

7. 福祉圏単位の相談機能、支援ネットワークづくりの充実

障害のある人一人ひとりの実情に応じたケアマネジメントを実施することにより、住み慣れた地域の様々な領域のサービスを活用し、利用者を中心としたきめ細かな支援体制が提供されるよう、重症心身障害、強度行動障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、障害高齢などに関する福祉圏単位の専門的広域的な相談機能や支援ネットワークづくりの機能の充実を図ります。

8. 障害者のスポーツ、芸術・文化活動の推進

■本県で開催される全国障害者スポーツ大会を見据えた環境整備

平成36年の全国障害者スポーツ大会の滋賀県開催に向けて、滋賀県障害者スポーツ協会が中心となり、障害者スポーツ団体、生涯スポーツ団体、学校、大学などとも連携しながら、各競技の競技団体の組織化の促進、若い障害者がスポーツを始めるきっかけづくりや指導者の養成、選手の発掘・育成・強化などを図れるよう支援し、障害者スポーツの推進体制の整備を推進します。

■東京オリンピック・パラリンピックに向けての障害者芸術・文化活動の振興

平成32年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて全国展開される文化プログラムへの参画を見据え、障害のある人が生み出すアール・ブリュットなどの造形作品や音楽・ダンス・身体表現など舞台パフォーマンスを滋賀の魅力ある文化の一つとして広く県内外に発信していけるよう、障害者芸術・文化活動の振興を図ります。

VI 障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する事項

障害者総合支援法第89条に基づく障害福祉計画として、以下の4つの分野において平成29年度における成果目標を定めるほか、障害のある人が身近な地域で日常生活や社会生活を営むことができるよう障害福祉サービスの提供体制の確保等について定めます。

1. 障害のある人が望む地域生活を実現するための施策

【成果目標】

指 標	平成29年度目標	備 考
①福祉施設への入所者のうち、地域生活に移行する者の人数	21人 (H27年度～H29年度の累積)	H23年度～H25年度の累積 10人
②県内の福祉施設に入所する者の人数	932人 (H29年度末)	H25年度末 951人
③他県の福祉施設に入所する県民【県独自指標】	一人でも多くの人の県内での生活の実現	H25年度末 140人 H24年度末 135人 H23年度末 120人

【関連施策】

ア 地域における住まいの場の確保

■入所施設からグループホーム等への移行促進

医療的ケアが必要な人や強度の行動障害を示す人など、重度の障害のある人への支援体制が充実したグループホームの整備を促進することにより、施設入所者の地域生活への移行を促進します。

■地域における自立生活支援体制の整備

企業等に就労している障害のある人の自立した生活を目指して、グループホームに自立生活訓練を実施するために支援員を加配した「自立生活支援ホーム」の運営支援を行い、自立生活支援を推進します。

■住宅のバリアフリー化を支援

住宅を障害の状況等に応じて、安全かつ利便性に優れたものに改造することに対して助成を実施し、在宅で重度障害のある人が、地域で自立し、安心した生活を送ることができるように支援します。

イ 重度障害者への支援の充実

■重症心身障害者への支援

重症心身障害者の受入れ事業所等に対し、人員配置や施設整備への支援を行うなど、市町と共同して、入所、通所、およびグループホームへの支援を実施することにより、重症心身障害者が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図ります。

■強度の行動障害を示す障害者への対応

- ・発達障害者支援センターや相談支援事業所、入所施設などの強度行動障害への支援に専門性を有する機関の連携により、緊急時の対応を含めた地域での支援システムを構築するとともに、強度行動障害への対応方法に関する研修等を通じて、強度の行動障害を示す障害者が可能な限り身近な地域で安心して暮らせるように取組を進めます。
- ・強度行動障害者の受入れ事業所に対し、支援員の人員の加配を行うなど、市町と共同して、きめ細やかな支援を行うことにより、強度行動障害者が地域生活を継続できる地域基盤の充実を図ります。

ウ 障害高齢者への支援の充実

■高齢となった障害のある人への対応

- ・高齢となった障害のある人の相談やニーズに適切に対応するため、自立支援協議会を通じ、市町や障害者地域生活支援センター、地域包括支援センターなどの関係機関の連携強化を図ります。
- ・障害高齢者に適切なサービスが提供されるよう、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は介護保険サービスに係る給付を優先して受け、相当する介護保険サービスがない場合には障害福祉サービスに係る給付を受けるという国が示す基本的な考え方に基づき、両サービスに関する適用関係の適切な運用に努めます。
- ・障害のある高齢者の特性に対応した支援方策の研究を行い、その結果を踏まえてモデル的实践や、国への提案などの必要な対応を行います。

2. 精神障害のある人が望む地域生活を実現するための施策

【成果目標】

指 標	平成29年度目標	備 考
①入院後3か月時点の退院率	64%以上	H25年6月末57.6%
②入院後1年時点の退院率	91%以上	H25年6月末88.5%
③長期在院者数（入院期間が1年以上である者の数）	1,242人 (H29年6月末)	H24年6月末 1,350人

【関連施策】

ア 入院早期からの地域生活への移行に向けた環境整備の促進

■精神科病院から地域生活への移行促進

- ・精神科病院に入院している人の地域生活への移行を進めるため、入院の早期から地域の福祉担当者を紹介するなど関係機関との連携した支援を促進します。
- ・長期入院の人の地域移行を進めるため、地域の介護担当者を紹介するなど介護サービス関係機関と連携した支援を促進します。
- ・地域移行支援を行う人に対する研修を実施し技術の向上を促進するとともに、ピアサポートを活用した支援を促進します。
- ・地域生活のなかで通院や通所が不安定な人への訪問型支援を促進します。
- ・退院後の地域生活の支援や家族の介護負担の軽減を図るため、在宅生活を支援するサービスの充実を促進します。

イ 地域における住まいの場の確保

■入所施設からグループホーム等への移行促進

グループホームの整備を促進することにより、施設入所者の地域生活への移行を促進します。

■地域における自立生活支援体制の整備

企業等に就労している障害のある人の自立した生活を目指して、グループホームに自立生活訓練を実施するに支援員を加配した「自立生活支援ホーム」の運営支援を行い、自立生活支援を推進します。

ウ 精神科医療の充実

■精神疾患の早期治療と精神障害のある人への早期支援

学校、職域や地域におけるこころの健康づくり対策を推進するとともに、こころの健康に関する相談の充実により精神疾患の早期発見、早期治療体制の充実を推進します。

■救急医療体制の充実

- ・各精神科救急医療機関が行う精神保健指定医の確保対策に対して支援を行い、安定した精神科救急システムの実施に努めます。

- ・入院治療の必要がない程度の精神科医療（ソフト救急）について、精神科診療所の協力のもと、病診連携、初期救急応需体制の充実に努めます。

■精神科医療の充実

- ・県保健医療計画に基づき医療機能の明確化、各医療機関などの機能分担や連携を進めます。
- ・精神保健指定医や精神科病院で勤務する看護師、精神保健福祉士等の確保を促進するとともに、診療や治療支援の質の向上を図ります。
- ・県立精神医療センターと他の医療機関との役割分担と連携を図り、思春期精神障害、アルコール依存症等中毒性精神障害などの専門医療の提供に努めます。

エ 医療、保健、福祉の連携による包括的支援体制の整備

- ・精神保健福祉士、看護師、医師、行政等の多職種チームによる訪問型支援を促進し、治療中断や病状が不安定な者への支援を進めます。
- ・ひきこもりや虐待の背景に精神疾患が存在することも多く、学校などでもこころの健康の関心が高まっており、教育・相談機関・児童施設等と精神科医療機関や保健所、市町の連携体制づくりを推進します。
- ・関係する機関や団体との連携を進め、ひきこもり、思春期関連、依存症などの相談の充実に努めます。
- ・自立支援協議会の充実などによる地域の精神科医療機関と市町、保健所、福祉施設等と連携強化を働きかけ、地域住民の多様なニーズに応じた精神保健医療福祉サービスの提供体制づくりに努めます。
- ・職場におけるメンタルヘルス面の支援について、産業保健と地域保健の連携した支援体制を推進します。

オ 精神障害に対する正しい理解の促進

- ・精神障害に関する知識や情報等を提供し、県民に対して精神障害に関する正しい理解を深めることにより、精神障害のある人の社会復帰および自立と社会参加を支援します。
- ・精神障害者家族会等の関係団体が実施する活動や研修事業等を支援することにより、団体やグループ活動の活性化を図るとともに、精神保健福祉思想の普及・啓発を図ります。

3. 障害のある人の生活を地域全体で支える仕組みづくり

【成果目標】

指 標	平成29年度目標
地域生活支援拠点等の整備	各市町または各圏域に少なくとも1つ(注)

(注) 地域生活支援拠点については、国においてモデル事業の実施が予定されています。こうした事業を通じて地域生活支援拠点のイメージが具体的になる中で、市町の検討状況も踏まえながら、然るべき段階で計画を見直し目標値を再設定することとします。

【関連施策】

ア 地域生活を支援する機能を集約、または地域において機能を分担して担う拠点等の整備の推進

■ 地域生活支援拠点としての機能整備

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域体制づくり）をグループホーム等に付加した拠点機能についてモデル的に検討し、必要な対応を図ります。

イ 相談支援体制の充実

障害者自立支援協議会を中心とした福祉・医療・教育・保健等の関係機関の連携により、相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援従事者の確保と資質の向上を図ります。

ウ 滋賀県障害者自立支援協議会による地域ケアシステムの機能強化の推進

■ 地域ケアシステムの体制整備

それぞれの地域で、行政と障害福祉サービス事業者、保健医療機関、関係団体等が一体となって障害のある人のニーズを的確に把握し、地域のサービス提供基盤の状況を勘案しながら、市町および相談支援事業者においてケアマネジメントの手法を用いた適切な支給決定とサービス利用を図るとともに、地域に必要なサービスを開発するなど、地域自立支援協議会による地域ケアシステムの体制整備を推進します。

■ 滋賀県障害者自立支援協議会による圏域支援

各地域自立支援協議会の活性化と県域的課題への的確な対応を目的に、滋賀県障害者自立支援協議会の機能強化を図ります。

■ 生涯を通じた支援

地域自立支援協議会において、乳幼児期の発達（療育）支援と学齢期における生活支援、また、学校における個別教育支援と卒業段階での就業支援の連携を図り、生涯を通じた支援ができる体制づくりを支援します。

4. 障害のある人の働きたいという思いを実現するための施策

【成果目標】

指 標	平成29年度目標	備 考
①福祉施設利用者のうち一般就労に移行する者	144人	H24年度 72人
②就労移行支援事業所の利用者数	388人 (H29年度末)	H25年度末 198人
③就労移行支援事業所ごとの就労移行率	就労移行率 3割以上の事業所を全体の50%以上に	H25年度 32.4%
④全就労移行支援事業所の就労移行率【県独自指標】	20%以上	H25年度 17.8%

【関連施策】

ア 障害者雇用への理解や受入れのための環境整備の促進

■ 企業や事業所への情報提供

- ・ 障害のある人が働き続けられるよう支援するジョブコーチ、リワーク支援等について積極的な周知に努めます。
- ・ 雇用する際や、職場環境をより良くするにあたり利用できる各種助成金制度等について積極的な周知に努めます。
- ・ 事業所向けに、障害のある人の特性や就業中の課題等についてより理解を深めてもらえるような講座の開催等啓発活動の実施に努めます。

■ 障害者雇用についての啓発

- ・ 障害者雇用優良事業所や優秀勤労障害者等の知事表彰を行い、その努力と功績を称え、これを広く周知することにより、社会における障害者雇用の理解を広めます。
- ・ 各種広報媒体の活用や、各催しでのリーフレットの配布等により、企業や事業所ばかりでなく県民にも障害者雇用についての理解を広めます。

■ 知的障害者の職域の拡大

知的障害のある人がその特性を生かして働くことができる場として期待されている介護や保育の場における雇用を促進していくため、介護等の場で就労を希望する知的障害者を対象とした資格認定研修の実施、介護事業所等での知的障害者の雇用に対する環境整備に対する支援、雇用に向けた調整や情報提供などを行い、知的障害者の活躍の場と雇用の拡大に努めます。

イ 就労移行支援事業所等の機能強化

就労移行支援の訓練の場の整備を進めるとともに、就労移行支援事業所における訓練のノウハウ、スキルの蓄積を図るための取り組みを進めます。また、就労継続支援事業所や計画相談事業所等が的確なマネジメントを行い、各関係機関連携のもと一般就労を促進するため、就労継続支援事業所等における職業評価能力の向上を図る取り組みを進めます。

ウ 就労に向けた教育・福祉・労働の連携による切れ目のない支援の充実

■働き・暮らし応援センター（障害者就業・生活支援センター）の機能強化

各福祉圏域における働き・暮らし応援センターが、地域の障害者雇用・就労支援の拠点として、相談・支援や雇用・就労の開拓にかかる業務を円滑に進められるよう、市町、ハローワークなどの関係行政機関との役割分担を明確にしつつ、企業等と連携を図ることより、地域における支援体制を充実します。

■滋賀県障害者雇用促進検討会議での連携

企業、労働、教育、福祉等の関係者が障害者雇用に関する情報を共有するとともに、課題や問題点を明らかにし、その解決のための方策を検討・協議し、県内中小企業における障害者雇用の促進を図ります。

■滋賀県障害者自立支援協議会における福祉・教育・労働の連携

教育・福祉・労働が連携し、職業教育や就労支援、進路の確保などを効果的に実施できるように、障害者自立支援協議会において情報交換や協議の場を設けます。

エ 就労に向けた訓練・実習の場の確保

■職業リハビリテーションの充実

精神保健職業リハビリテーション事業により、協力事業所において精神障害のある人の社会適応訓練事業を実施し、社会的自立を促進します。

■就労移行支援事業の実施

企業等への就労を希望する人や技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する人に対し、一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力の向上、企業とのマッチング等を図ることにより、企業等への雇用や在宅就労等を促進します。

■職業訓練の実施

県立高等技術専門校において障害の特性に応じた職業訓練を実施するほか、企業や民間教育訓練機関等を活用し、障害のある人の身近な地域において、一人ひとりの態様に応じた多様な委託訓練を実施します。

■職場体験事業等の活用

- ・県の職場体験事業や国のトライアル雇用等各種助成金の活用を促進します。
- ・ジョブコーチ支援の活用を促進するとともに、ジョブコーチ養成研修等の周知を図り、地域において就労支援を担う人材の育成を推進します。

オ 発達障害、高次脳機能障害のある人や難病患者に対する就労支援

■難病患者に対する就労支援

難病患者の就労について滋賀県難病相談・支援センターにて関係機関と連携を図りながら支援を行います。

■発達障害のある人に対する就労支援

- ・働き・暮らし応援センターや発達障害者支援センターにおいて、関係機関と連携を図りながら発達障害のある人に対する就労支援を実施します。
- ・発達障害のある人を雇用している企業の職員等を対象に、発達障害のある人の特性理解や職場における工夫について学ぶ研修を実施し、発達障害のある人の職場定着を図ります。

ります。

■ 高次脳機能障害のある人に対する就労支援

- ・ 滋賀県立むれやま荘において、県立リハビリテーションセンターと協力しながら就労に向けた職業的リハビリテーションを提供します。
- ・ 働き・暮らし応援センターや高次脳機能障害支援センターにおいて、関係機関と連携しながら高次脳機能障害のある人に対する就労に向けた支援を行います。
- ・ 高次脳機能障害支援センターにおいて就労に向けたソーシャルスキルトレーニングの場を提供します。

カ 福祉的就労における就労収入の向上

■ 就労収入の向上

就労支援事業所や地域活動支援センターで働く障害のある人の就労収入の向上を図るため、事業所職員の経営や指導訓練にかかるスキルの向上、販路の拡大、受注能力の向上、商談会の開催、情報発信の強化などによる社会的認知の向上等、「仕事おこし」の取組を支援します。

キ 障害者優先調達推進

■ 官公需の優先発注

- ・ 障害のある人の雇用の促進と就労支援事業所で働く障害のある人の就労収入の向上が図れるよう、「滋賀県による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、県のすべての機関における障害福祉就労施設等への発注を促進します。
- ・ 「滋賀県ナイスハート物品購入制度」による障害者雇用促進事業者に対する優先的取扱いや、競争入札参加者資格の審査項目または総合評価一般競争入札もしくはプロポーザルにおける落札者決定基準等において、障害者雇用にかかる評価を付加することにより、公契約における障害者の就業を促進するための取り組みを進めます。

5. 障害児支援体制の整備

ア 児童発達支援センター等を中核とした地域支援体制の整備

■ 地域支援体制の整備

児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等の機能を活かして、相談支援事業所や居宅介護事業所、訪問看護事業所、学校などの関係機関が連携して、地域支援を行う体制の整備を進めます。

■ 県立施設における支援

- ・近江学園、信楽学園では、地域支援では対応が難しい障害のある子ども、虐待を受けている障害のある子どもの受入れを進め、子どもの権利擁護の視点からの支援を推進するとともに、子ども家庭相談センターや市町等関係機関と連携し、入所施設から地域生活への移行等に取り組みます。
- ・小児保健医療センター療育部において、専門性の高い医療的ケアが必要な重症心身障害児を対象に総合療育を提供するとともに、地域の児童発達支援事業所への支援を行います。

イ 早期発見・早期治療の推進

■ 周産期保健医療体制の充実

妊娠、出産から新生児に至る高度専門的な医療を効果的に提供する周産期医療体制を強化し、ハイリスク分娩や未熟児医療の充実を図ります。

■ 母子保健サービスの充実

新生児期に先天性代謝異常等の検査を実施し、放置すると知的障害等の症状を来す疾患を早期に発見し、早期に治療することにより障害を予防します。また、障害の早期発見、早期治療の推進のため、市町で実施している乳幼児健診や母子保健活動を支援し、保健所、県立小児保健医療センターとともに、関係者が連携した総合的な健診体制の充実を図ります。

■ 保健医療従事者の資質向上

周産期医療や母子保健に従事する保健医療関係者への資質向上を図るため、専門研修の充実を図ります。

■ かかりつけ歯科医機能の推進

- ・各地域の児童発達支援や放課後等デイサービス事業を利用する子どもに対する歯科健診およびフッ素塗布、保護者と職員に対する歯科保健指導の充実を図ります。
- ・障害のある人等の生涯にわたる歯科健康管理を行うために、歯科健診の機会を確保するとともに、かかりつけ歯科医の必要性について啓発し、早期にかかりつけ歯科医が持てるよう推進を図ります。
- ・歯科治療が必要な場合には、地域のかかりつけ歯科医療機関をはじめ口腔衛生センターや地域の病院歯科において歯科治療が受けられるよう、地域完結型の歯科医療体制を整備します。

ウ 療育・子育て支援策の推進

■ 地域療育の推進

- ・重症児については出生前後における医療機関ハイリスク連絡から、その他については、訪問指導や乳幼児健康診査等の母子保健活動から早期介入早期支援に結びつけます。早期療育体制については身近な生活の場において充実を図り、通所施設の整備に必要

な支援を行います。

- ・障害のある子どもの発達支援、家族支援とともに児童発達支援センター等の地域関係機関への支援を行い、生涯を通じ継続した療育の実施を推進します。
- ・発達障害に関する知識を有する専門員が保育所等を巡回し、障害の早期発見・早期支援を進めます。
- ・自閉症、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）等の発達障害についても、早期把握・早期療育支援が行えるよう関係者の資質向上に努めます。また、小児保健医療センター療育部等が有する専門的で高度な療育技術の活用や、市町の発達支援センター等との機能連携をすすめ、障害の特性に応じた地域療育が実施できるよう支援します。

■放課後等デイサービス等の設置促進

- ・障害のある子どもが学校と家庭以外で過ごせる第三の場を確保し、仲間との関わりの中で社会的経験を積み、自立や発達を促すことができるよう、放課後等デイサービスや放課後児童クラブ等における支援の充実を図ります。
- ・放課後児童クラブでの障害のある子どもの受入れを促進するため、障害児受入環境改善事業を実施し、障害のある子どもの放課後の生活を充実します。
- ・市町におけるサマーホリデーサービス等への参加を希望する障害のある子どもの受入れが実現できるよう体制整備を進め、理解促進を目的としたボランティアの参加を促進します。

■早期療育を受ける機会の確保

児童発達支援事業所等が障害のある子どもの早期療育の場として効果的にその役割を果たせるよう、市町と連携し機能の強化を進めます。

エ 教育との連携

学校内外での活動に対して一貫した支援できるよう、教育機関と関係機関の情報共有、連携を図ります。

オ 医療等の特別な支援が必要な障害のある子どもに対する支援体制の整備

■サービス体制の整備促進

重症心身障害児の受入れ可能な児童発達支援事業者、放課後等デイサービス事業者の整備を支援します。

■地域自立支援協議会等を活用した連携の推進

地域自立支援協議会等を活用し、訪問看護事業者等、医療的ケアのできる機関とその他関係機関の連携を進めます。

カ 障害児支援から障害者支援への切れ目ない支援の強化

■地域自立支援協議会を活用した連携の推進

地域自立支援協議会を活用し、障害児から障害者への切れ目のない支援ができるよう、関係機関の連携を進めます。

■情報の共有と連携の強化

障害児入所施設からの地域生活等への移行がスムーズに進むように、施設と関係機関の情報共有、連携の強化を図ります。

■療育手帳判定・相談支援機関における連携の強化

障害のある子どもに成人期以降も生涯を通じてその発達段階に応じた適切な支援が継続できるよう、子ども家庭相談センターと精神保健福祉センター（知的障害者更生相談所）における情報の共有、連携の強化を図ります。